

産業	企業規模※2, 3		日本標準産業分類に基づいた産業分類の範囲	
	法律上の定義	統計レポート上の定義	法律上の定義	統計レポート上の定義
卸売業	資本金(または出資額) 1億円以下の会社  または 常用雇用者100人以下の 会社および個人	資本金(または出資額) 1億円未満の会社  または 常用雇用者100人未満の 会社および個人	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業) 中分類I1(卸売業 内格付不能)
小売業	資本金(または出資額) 5,000万円以下の会社  または 常用雇用者50人以下の 会社および個人	資本金(または出資額) 5,000万円未満の会社  または 常用雇用者50人未満の 会社および個人	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業)	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 中分類I2(小売業 内格付不能)
			大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業) 中分類M2(飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 内格付不能)
サービス業	資本金(または出資額) 5,000万円以下の会社  または 常用雇用者100人以下の 会社および個人	資本金(または出資額) 5,000万円未満の会社  または 常用雇用者100人未満の 会社および個人	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 中分類41(映像・音声・文字情報制作業) ※ 小分類413(新聞業)および小分類414(出版業)を含む 中分類G1(通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業 内格付不能) 中分類G2(情報サービス業、インターネット付随サービス業 内格付不能)
			大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業)	大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 中分類70(物品賃貸業) ※ 小分類693(駐車場業)を除く
			大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)	同左
			大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業)	同左
			大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)は除く	大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ 小分類791(旅行業)を含む
			大分類O(教育、学習支援業)	同左
			大分類P(医療、福祉)	同左
			大分類Q(複合サービス事業)	同左
大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)	同左			
製造業 その他	資本金(または出資額) 3億円以下の会社  または 常用雇用者300人以下の 会社および個人	資本金(または出資額) 3億円未満の会社  または 常用雇用者300人未満の 会社および個人	上記以外の全て	上記以外の全て ※ 小分類693(駐車場業)を含み、小分類791(旅行業)を除く。

※1 株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としているなど、厳密な定義は上記の定義よりもさらに詳細なものとなっているが、統計レポート執筆においては、考慮しない。

※2 個人経営の企業の規模を考慮するにあたっては、本来であれば企業単位での常用雇用者規模で集計するべきであるが、必要な集計値が公表されていないため、事業所単位でみた県内の単独事業所および本所(本社・本店)事業所の常用雇用者規模で分類を行っている。なお、県内の個人企業(事業所)の内訳は、単独事業所が18,947(99.3%)、本所事業所が137(0.7%)であるため、このような整理による全体への影響は無視できるものと判断した。

※3 資本金(または出資額)が不詳の会社については、常用雇用者規模のみで企業規模を区分した。

## 小規模企業の定義について※1

産業	企業規模※2		日本標準産業分類に基づいた産業分類の範囲	
	法律上の定義	統計レポート上の定義	法律上の定義	統計レポート上の定義
商業・サービス業	常用雇員5人以下の会社および個人	常用雇員5人未満の会社および個人	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業)	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 中分類41(映像・音声・文字情報制作業) ※ 小分類413(新聞業)および小分類414(出版業)を含む 中分類G1(通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業 内格付不能) 中分類G2(情報サービス業、インターネット附随サービス業 内格付不能)
			大分類I(卸売業、小売業)	同左
			大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業)	大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 中分類70(物品賃貸業) ※ 小分類693(駐車場業)を除く
			大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業) 中分類M2(飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業 内格付不能)
			大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)	同左
			大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)および中分類80(娯楽業)を除く	大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ 小分類791(旅行業)および中分類NZ(生活関連サービス業、娯楽業 内格付不能)を含む ※ 中分類80(娯楽業)を除く
			大分類O(教育、学習支援業)	同左
			大分類P(医療、福祉)	同左
			大分類Q(複合サービス事業)	同左
		大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)	同左	
製造業 その他	常用雇員20人以下の会社および個人	常用雇員20人未満の会社および個人	上記以外の全て ただし、中分類75(宿泊業)および中分類80(娯楽業)を含む	上記以外の全て ※ 小分類693(駐車場業)、小分類791(旅行業)を含む。 ※ 中分類75(宿泊業)、中分類80(娯楽業)および中分類NZ(生活関連サービス業、娯楽業 内格付不能)を含む

※1 平成25年9月20日に施行した「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」において、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律などの3法(「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)」、「中小企業信用保険法」および「小規模企業共済法」)の対象となる「小規模企業」について範囲の変更を政令で行うことができるよう措置されたことを受け、宿泊業および娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業とする政令改正がなされたことを踏まえて分類している。

※2 個人経営の企業の規模を考慮するにあたっては、本来であれば企業単位での常用雇員規模で集計するべきであるが、必要な集計値が公表されていないため、事業所単位でみた県内の単独事業所および本所(本社・本店)事業所の常用雇員規模で分類を行っている。なお、県内の個人企業(事業所)の内訳は、単独事業所が18,947(99.3%)、本所事業所が137(0.7%)であるため、このような整理による全体への影響は無視できるものと判断している。